

芳賀台地だより

芳賀台地土地改良区

当組合員の皆様には日頃より、改良区の業務につきまして御協力をたまり衷心より御礼申し上げます。とりわけ賦課金の納付については、格段のご理解をいただき感謝と御礼を申し上げます。

さて、芳賀台地土地改良区は平成13年に「芳賀台地に水を」を合言葉に、八溝山地の裾野に広がる2,750ヘクタールの農地を芳那の水晶湖から流れ出る農業用水で潤し、稲作はもとより、畑作も含め零細単作から多角的な農業経営に変える使命をもって設立されました。しかしながら、畑作については用水の利活用が遅々として進まず効果発現率が2%にも満たない状態にあり、役員一同大変憂慮しているところであります。

そのような中で、益子町内では平成21年に、農業経験のない青年が5名集まり農業生産法人「ジーワン」が設立されたことは、メディア等で紹介された通りであります。同法人は3ヘクタールの小規模農業経営として始まりましたが、現在は20ヘクタールまで圃場面積が拡大し、春キャベツを100トンから360トンに、夏秋キャベツを100トンから210トンに倍増させるとともに、従業員も臨時を含め17名に増員しています。

芳賀町でも平成22年から株式会社パソナグループが、ふるさと雇用再生畑作経営モデル事業を活用して新規参入し、「パソナチャレンジファームインとちぎ」を開設しました。平成24年には「パソナ援農隊」が設立されたのに伴い吸収されますが、現在はキャベツ240アール、かぼちゃ65アールを栽培しながら、担い手の育成に取り組んでいるということです。

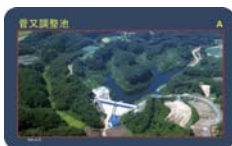
これに対し市貝町では、来春の道の駅オープンに合わせ、続谷営農組合がバイパス宇都宮茂木線の北側の耕作放棄地を復元し、合わせて芳賀台地土地改良区のパイプラインを延長して用水を利活用する予定であります。市貝町では団体が畑作に芳那の水晶湖の水を使う初めてのモデル事業となるということで、今後の発現率の向上に期待が持てます。

芳賀台地の目指す方向は、設立の原点に戻り、稲作および畑作の効果発現面積の拡大でございまして、引き続き組合員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

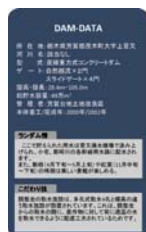
ダムカード（2種）・頭首工カード（1種）を作成しました。
ご希望の方は当土地改良区事務所においでください（土日祭日は不可）。



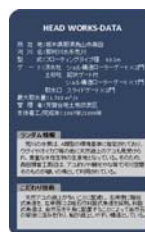
塩田調整池



菅又調整池



森田頭首工



節水にご協力ありがとうございました

塩田調整池の取水量

5,493,000m³ (25年度)
 4,750,000m³ (24年度)
 ※那須烏山市(荒川)にある
 森田頭首工から塩田調整池へ
 汲み上げた水の量です。

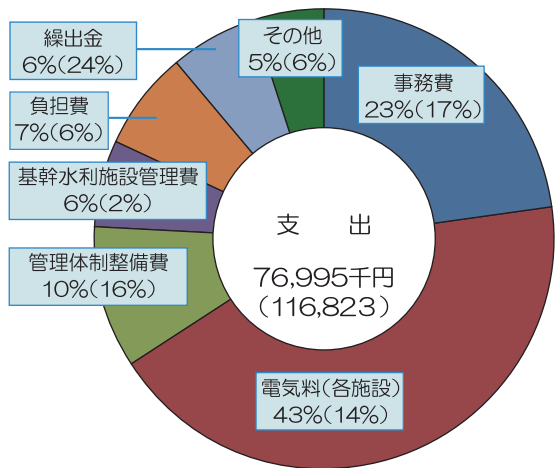
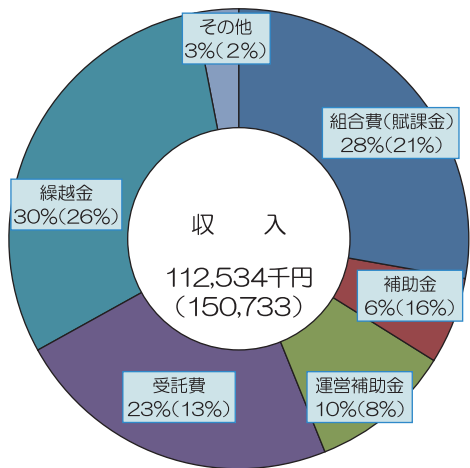
供給した水の量 (通水期間 4月から8月)		
	(25年度通水量)	(24年度通水量)
菅又幹線	1,062,500m ³	1,240,600m ³
大川幹線	3,069,800m ³	3,032,500m ³
(内大川分水路	2,319,700m ³)	
小宅幹線	912,900m ³	1,105,000m ³
那珂川幹線	162,800m ³	40,000m ³
総通水量	5,208,000m ³	5,418,100m ³

今年の用水供給状況は、那珂川の水位が低下したことに伴う取水制限があったことから、組合員の皆様にはご不便をおかけすることとなりましたが、5月28日付で夜間の用水使用を制限する(後期通水の引続き)お願いをしたところ、組合員及び給水栓担当の皆さまの絶大なるご理解ご協力を賜り、お陰をもちまして昨年実績よりも4%の減少となりました。

しかしながら、電力料金は、使用量に燃料費調整額、再エネ発電賦課金、太陽光促進賦課金が加算された結果、本年度の改良区支払い電気料は、4,000万円を越えるものと見込まれます。

芳賀台地の水は、電力で荒川(那珂川支流)からくみ上げ、電力で組合員のみな様の耕地へ供給する仕組みとなっておりますので、引続き節水にご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成24年度 一般会計 収支状況 { () は 23年度決算額 }



水質検査を行いました

塩田調整池の水環境保全調査

- * 調査項目 : BOD、COD、SS、DO、T-N、EC
 - * 試料名 : 池の水
 - * 調査日 : 平成25年5月29日(第1回)、6月18日(第2回)、8月19日(第3回)
- ※水質に異常は見られませんでした

塩田調整池の放射能測定

- * 測定項目 : 各種放射性元素測定
 - * 試料名 : 池の水
 - * 調査日 : 平成25年7月5日
- ※放射能は検出されませんでした

「組合員資格得喪の通知」の届出について

【改良区では、組合員資格得喪の届け出により、土地原簿を修正しております】
 下記のような変更があった場合は、速やかに改良区へご連絡願います。
 ◎農地の売買、贈与、交換等で所有者が変更になったとき
 ◎相続及び組合員の死亡により、所有者・耕作者が変更になったとき
 ◎農業委員会の手続き等により、農地の耕作者が変更になったとき

◎事務局職員の異動(25.4.1) 書記新任 高木 京子/退職 佐藤 幸子

芳賀台地土地改良区
 〒311-3406
 芳賀郡市貝町塩田1-026
 電話 0285-167201